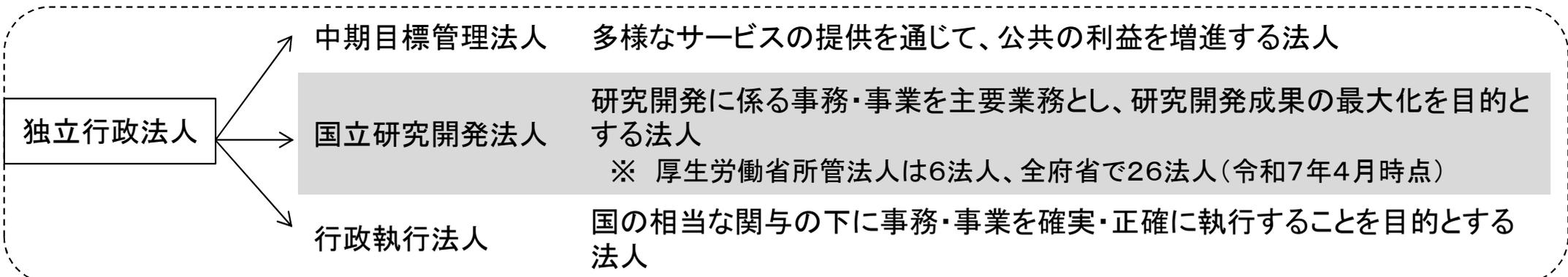
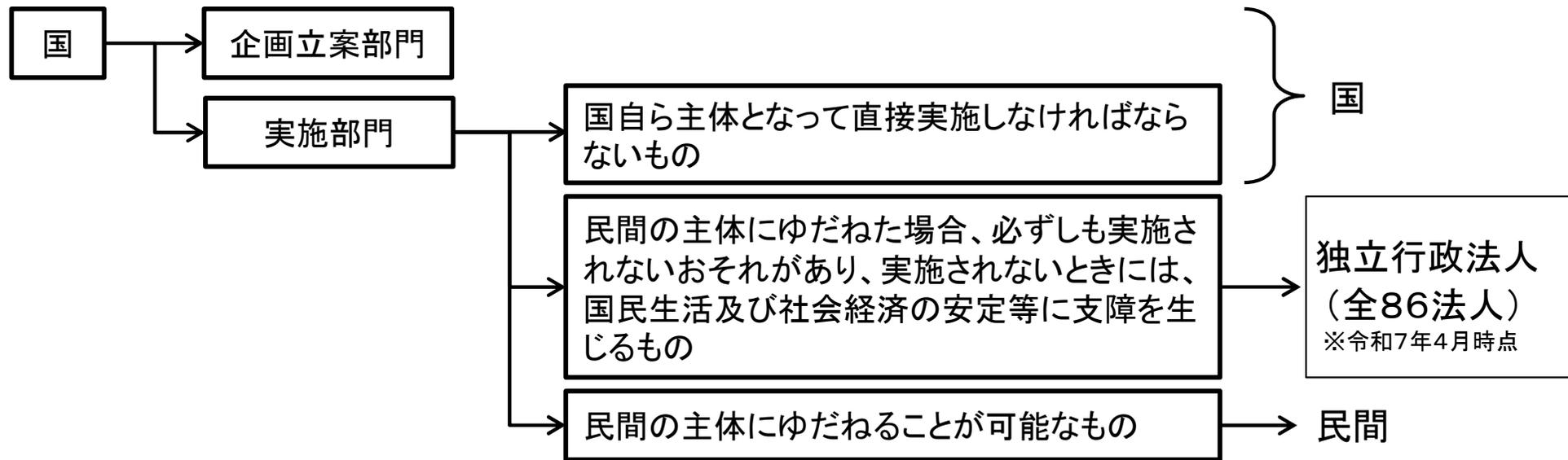


国立研究開発法人等審議会について

令和7年7月
厚生労働省

国立研究開発法人について

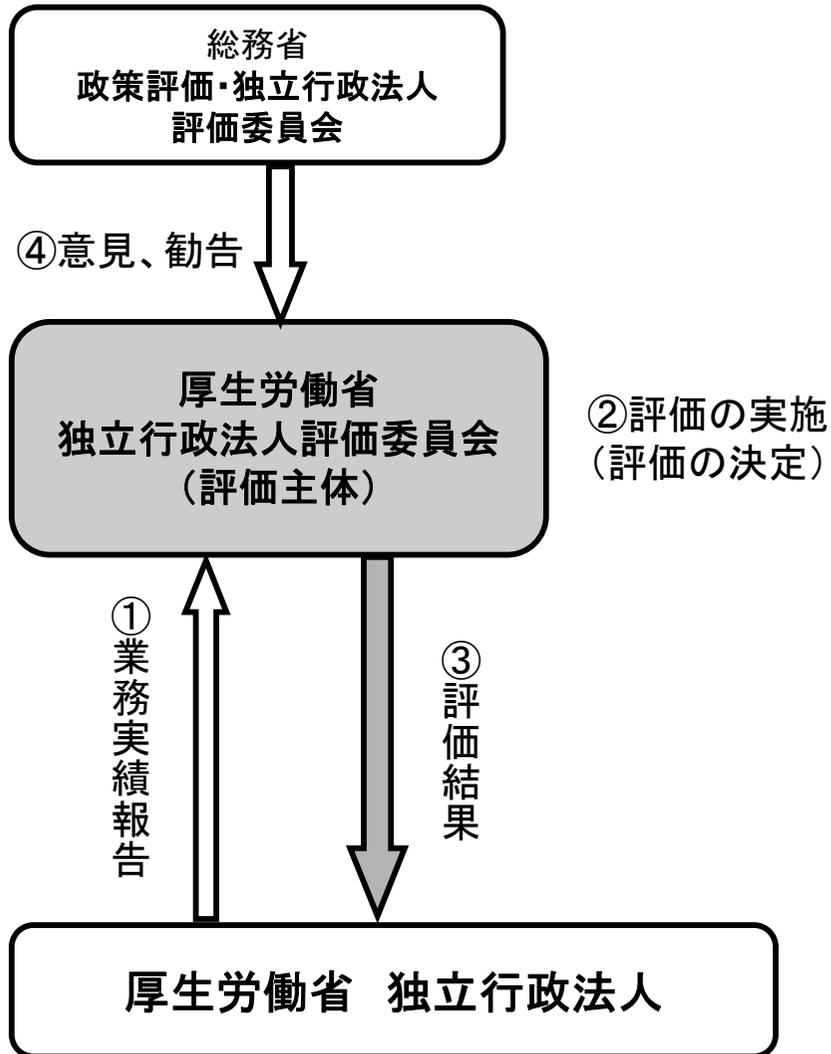
- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



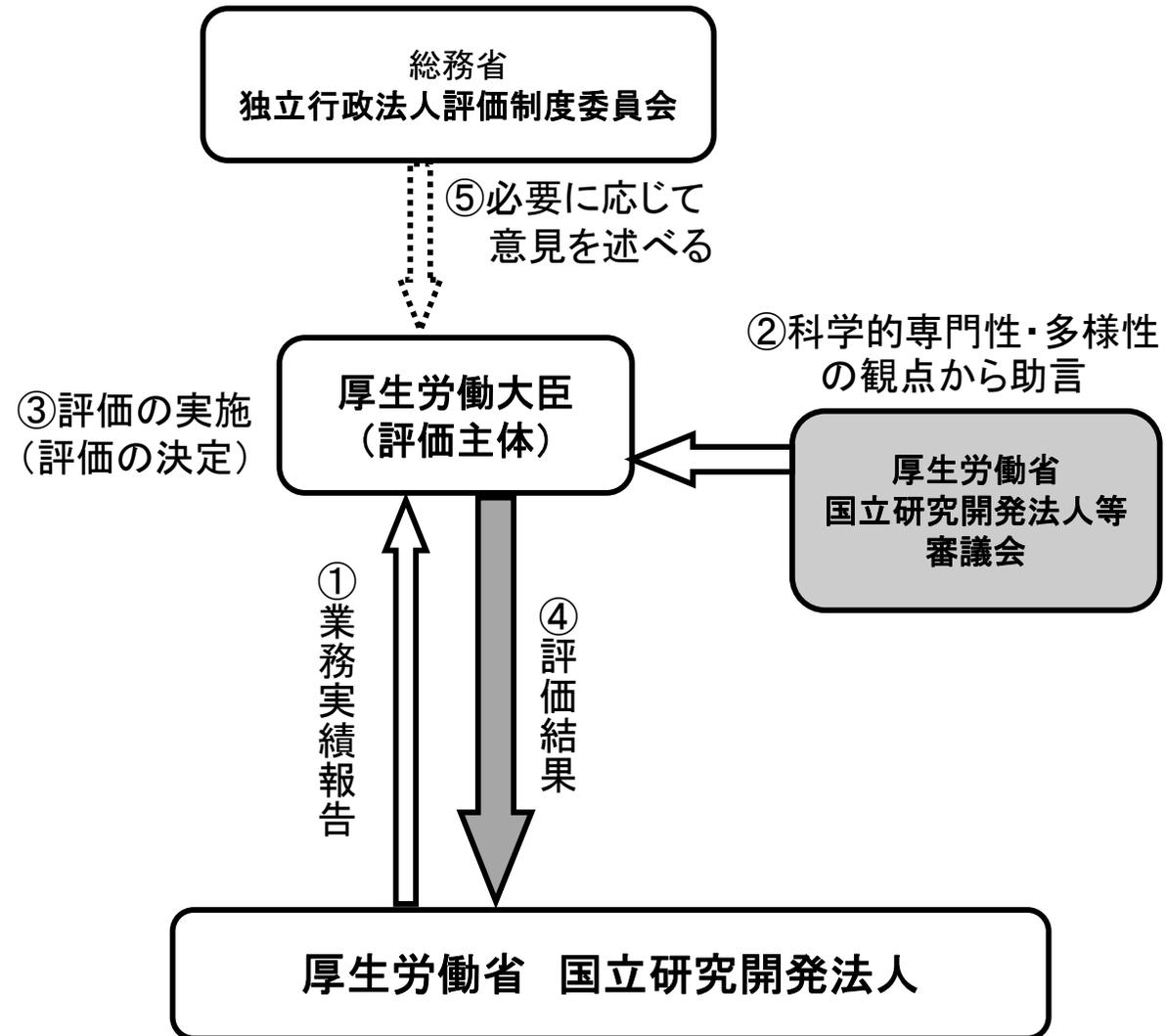
独立行政法人評価の制度改革

- 評価主体が独立行政法人評価委員会から厚生労働大臣へ（同委員会は廃止）
- 厚生労働大臣の評価等に当たって科学的専門性・多様性の観点から助言する機関として、『厚生労働省国立研究開発法人審議会』を新設（令和7年度より『厚生労働省国立研究開発法人等審議会』）

〈旧制度〉



〈新制度〉 H27.4.1～



国立研究開発法人制度に係る新旧制度の比較

(独法通則法改正の主なポイント)

旧制度

法人類型

独立行政法人(全法人一律の性格)

目的

効率的かつ効果的に

目標策定 ・ 業績評価

目標期間: 3~5年

目標記載内容: サービスその他業務の
質の向上 等

評価主体: 独法評価委員会(外部有識者)

新制度(国立研究開発法人)

国立研究開発法人
(他に中期目標管理法、行政執行法人が類型化)

研究開発の最大限の成果を確保すること

目標期間: 5年~7年

目標記載内容: 研究開発の成果の最大化その他
業務の質の向上 等

評価主体: 厚生労働大臣

(国立研究開発法人に限り、厚生労働大臣が、科学的専門性・多様性の観点から、国立研究開発審議会の意見を聴くこととされている。)

総合科学技術・イノベーション会議の関与

(目標策定・評価の指針に対し、国立研究開発法人に係る指針案を示し、総務省が策定する指針に適切に反映)

国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）の概要

法律の趣旨

感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立する。

法律の概要

○国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の創設

（1）機構の組織（法人形態、役職員、服務）

- ①機構は特別の法律により設立される法人（特殊法人）とし、政府の全額出資によるものとする。
- ②機構に理事長・副理事長・理事・監事を置き、理事長・監事については大臣が任命し、副理事長・理事については、理事長が大臣の認可を受けて任命するものとする。
- ③調査・研究・分析・技術の開発に従事する役員及び職員の給与等について、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等の考慮規定を設ける。
- ④機構の役員及び職員について、服務の本旨・職務忠実義務・誓約書提出義務を設け、違反した場合の制裁規程を設ける。

（2）機構の業務

- ①機構は以下の業務を行う。
 - 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
 - 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
 - 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
 - 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
 - 科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。
 - 上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。
- ②厚生労働大臣は、健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発に関する審議会の意見聴取を行った上で、中期目標（6年）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける。
- ③厚生労働大臣は、毎事業年度の終了後、機構の業務の実績評価を行う。その際、研究開発に関する審議会の意見を聴くとともに、中期目標期間における業務の実績見込みに関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に評価結果を通知しなければならない。

（3）機構の監督

厚生労働大臣は、報告徴収・立入検査を行うことができる。また、必要があると認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。

（4）その他

国立感染症研究所の職員に関する経過措置、国立国際医療研究センターの解散に伴う措置、機構の設立準備に係る規定の整備等を行う。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、（4）のうち機構の設立準備に係る規定等は公布の日）

厚生労働省所管独立行政法人等の評価に係る外部有識者の知見の活用（意見聴取）

【厚生労働省所管法人】 ※R7. 4. 1現在

〔中期目標管理法人〕

国立病院機構

医薬品医療機器総合機構

福祉医療機構

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

労働者健康安全機構

勤労者退職金共済機構

高齢・障害・求職者雇用支援機構

労働政策研究・研修機構

地域医療機能推進機構

年金積立金管理運用独立行政法人

〔国立研究開発法人〕

医薬基盤・健康・栄養研究所

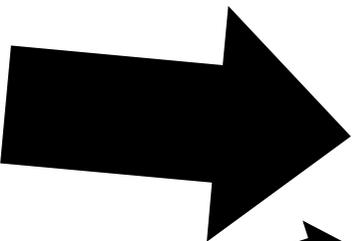
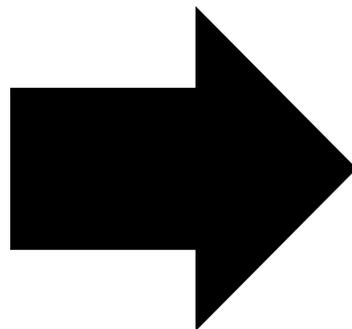
国立高度専門医療研究センター

（がんC・循環器C・精神C・成育C・長寿C）

※国際Cは令和7年度より国立健康危機管理研究機構へ

〔特殊法人〕

国立健康危機管理研究機構 ※R7.4.1～



【外部有識者からの意見聴取】

独立行政法人評価に
関する有識者会議

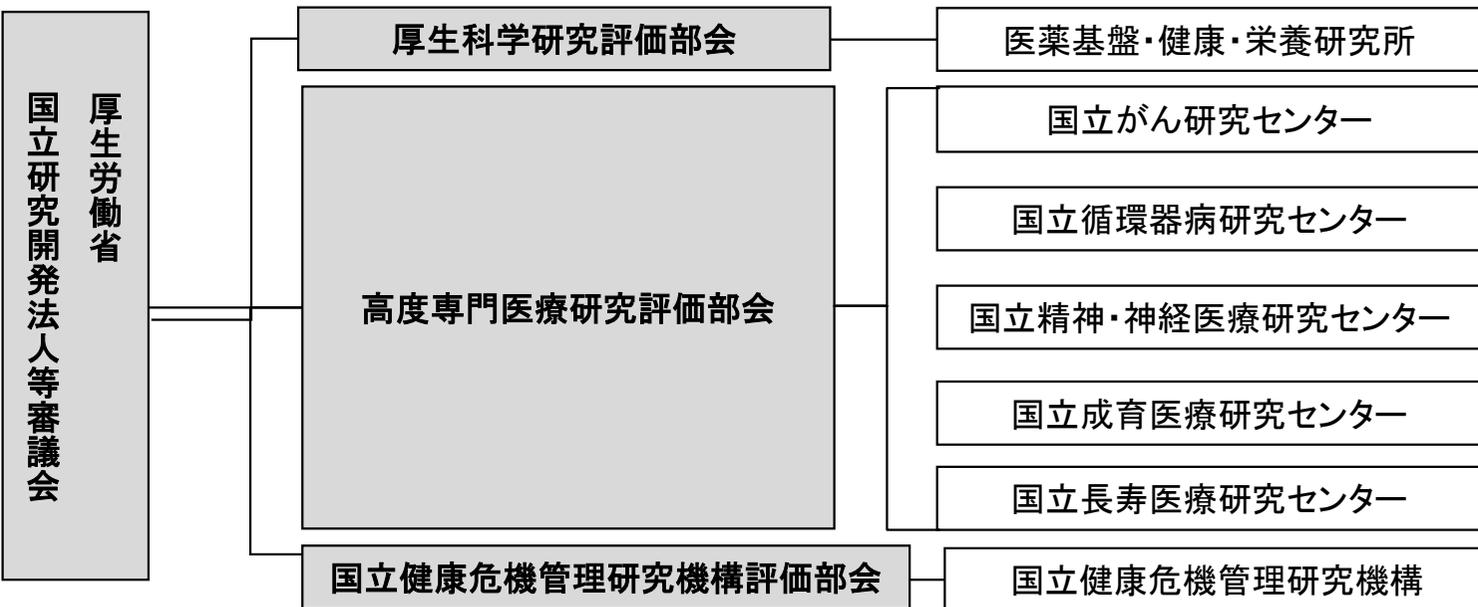
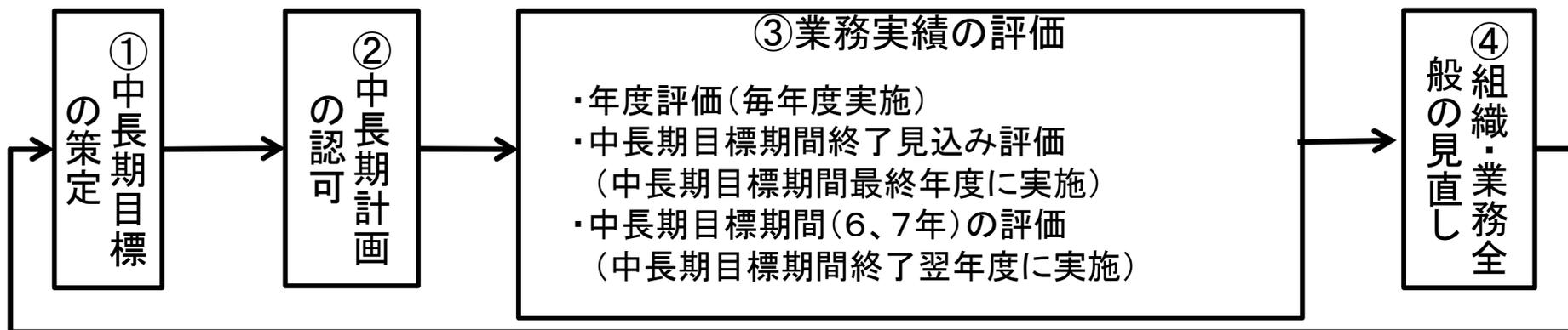
社会保障審議会
資金運用部会

国立研究開発法人等審議会

※厚生労働省所管法人については、行政執行法人（単年度管理型）は該当なし。

厚生労働省国立研究開発法人等審議会について

- 独立行政法人通則法の改正(平成27年4月施行)により、各所管府省に「国立研究開発法人審議会」が新設。
(従来の独立行政法人評価委員会は、平成27年3月に廃止。)
- 国立健康危機管理研究機構(JIHS)の評価等の事務の追加に伴い、令和7年4月1日付けで「国立研究開発法人等審議会」へと審議会名の変更。
- 厚生労働省国立研究開発法人等**に関して、①中長期目標の策定、②中長期計画の認可、③業務実績の評価④組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見・国際水準等に即して厚生労働大臣に助言。



※ 委員数：総会 20人以内

国立研究開発法人等審議会に期待される役割

- 国立研究開発法人等については、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標設定・評価を行うことがこれまで以上に求められる。
- そのため、国立研究開発法人等審議会は、研究開発領域や、研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等のご知見・ご経験を生かして、国立研究開発法人等に係る目標策定・評価等が、科学的知見や国際的水準等に即したものとなるよう、所管大臣の決定に際しご助力いただくために設置されたもの。
- 国立研究開発法人等審議会には、国立研究開発法人等において、その第一の目的である「研究開発成果の最大化」と、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるよう提言を行っていただくことが期待される。
- また、審議にあたっては、
 - ① 研究開発は、機械的に効率性を図るだけでは「研究開発成果の最大化」を促すことにはならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的な観点から総合的にご検討いただくほか、
 - ② 研究開発は、創造的な業務であり、必ずしも時間に応じた事業の進捗、成果の創出等が期待できないことへご配慮いただくとともに、
 - ③ 法人に対する意見のほか、国による制度運用の改善についてもご検討いただくなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて、積極的な貢献をお願いしたい。

厚生労働省国立研究開発法人等審議会のスケジュール(予定)

	厚生労働大臣	厚生労働省 国立研究開発法人等審議会	3部会 厚生科学研究評価部会 高度専門医療研究評価部会 国立健康危機管理研究機構評価部会
令和7年			
6月末	国立研究開発法人等(7法人)から令和6年度実績に対する自己評価書の提出		
7月	厚生労働省国立研究開発法人 等審議会委員任命	7月15日 (第7回) 厚生労働省国立研究 開発法人審議会開催	7月31日 厚生科学研究評価部会 ・医薬基盤・健康・栄養研究所の年 度評価
8月	業務の実績評価決定	助言	7月24日、8月5日、7日 高度専門医療研究評価部会 ・国立高度専門医療研究センター 5法人の年度評価 8月28日 国立健康危機管理研究機構評価 部会 ・NCGMの最終事業年度評価・中 長期目標期間実績評価

(注) 部会開催回数は予定。

審議会の進め方のイメージ (業務の実績評価)

〔年度評価〕

1. 事前送付

- 各審議会委員に、法人が作成した自己評価書や補足説明資料等を送付

2. 部会

- (1) 法人から自己評価書等に基づいてヒアリング
 - (2) 法人の自己評価書等をベースにした厚生労働省による評価案を審議
 - (3) 評価案について部会としての意見を取りまとめ
- ※ 各法人に共通すると考えられる課題(制度運用等)もあれば検討

3. 審議会

- (1) 各部会長から、上記の意見について説明
- (2) 審議会として、業務の実績評価への意見を決定

厚生労働省国立研究開発法人等審議会令(平成27年政令第194号)第5条第6項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4. 厚生労働大臣による決定

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の業務の実績評価を決定

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。